

特定非営利活動法人シビル NPO 連携プラットフォーム 人件費および謝金等支払い規程

制定:平成 26 年 3 月 24 日

シビル NPO 連携プラットフォーム規程第5号

第1条(目的)

この規程は、特定非営利活動法人シビル NPO 連携プラットフォーム(以下、CNCP という)の事業実施のため支払う人件費および謝金等について定めるものである。

第2条(人件費)

CNCP が直接実施する事業に係る業務に伴い支払う人件費については、【別表 1】に定める額による。

第3条(謝金)

1. 謝金の支払い対象者は以下に掲げるものとする。
 - 1) 講演者;講演会などで講演を行う者
 - 2) 司会;パネル討論会などで司会を行う者
 - 3) パネリスト;パネル討論会などで話題提供や討論に加わる者
 - 4) 講師;講習会、研修会で講師を務める者
 - 5) 外部委員;委員会などに外部から専門的立場から加わる者
 - 6) インタビュー対象者;特別のインタビューの対象者
2. 支払い額は【別表2】のとおりとする。ここに定めないものは個別に設定する。
3. 講師等の移動のための旅費については別途定める CNCP 出張旅費規程に準ずることを原則とする。

第4条(原稿料)

1. CNCP の外部の著作者に対しては【別表3】による原稿料を支払う。
2. 内部の著作者についても特別の場合には支払うことができる。

第5条(証憑)

1. 支払いにあたっては領収書および内容を証する文書等を必要とする。
2. 銀行口座に振り込む場合は、領収書は不要とする。

第6条(支払いの特例)

受託事業等を委託する団体が支給規程等を定めていないにもかかわらず、特別の事情により本規程に定める規程に基づかない謝礼等の支払いをする場合は、あらかじめ代表理事の承認を得るものとする。

第7条(所管)

事業に関わる謝金等の支払については、代表理事が所管する。

第8条(規格外事項)

この規程に定めのない事項は、代表理事が決定する。

第9条(規程の改廃)

この規程の改廃は、理事会において行う。

附 則

1. この規程は、CNCP の発足の日から施行する。
2. 第1回改定 平成27年6月10日

【別表1】(人件費)

種別	時間単価
会員	1,500 円
アルバイト	アルバイト雇用規程に定める

【別表2】(謝金・日当)

(単位;円)

種別(謝金)		45分まで	90分まで	以降30分毎
講演者・司会	外部	15,000	30,000	5,000
	内部	7,500	15,000	2,500
パネリスト・講師・外部委員	外部	10,000	20,000	2,500
	内部	5,000	10,000	1,250

種別(日当)		半日	1日
事業活動	外部	5,000	8,000
	内部	5,000	8,000

・外部支援者の謝金について、対象者により上表に寄らない場合は別途契約のこと。

注)金額は、所得税がかかる場合にあつては、所得税を源泉徴収する前の金額とし、消費税がかかる場合にあつては、消費税の額を含むものとする。

【別表3】(原稿料)

種別	金額
原稿料	1枚あたり 4,500 円(A4・約 1700 字)